

町税の完納月間に協力を

町では、毎年12月を「町税完納月間」、県では「県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、町税・保険料の納税を強化しています。

町税・保険料は、各期の納期限までに納付してください。なお、納期限までに納付がされない場合は、滞納処分を行うこととなります。

町税・保険料は、町の教育、福祉、

介護、ごみ処理、道路や港湾などの

社会資本整備、消防や

救急などの公共サー

ビスを行う上で大切

な財源です。納税への

ご理解とご協力をお

願いします。

問い合わせ先

長島町役場税務課
☎(86)1172[直通]



税のことQ&A



Q：納期限が過ぎているものがあるが、令和3年度の税金なので12月までに払えばいいのでは。

A：町税・保険料は各期の納期限までに支払ってください。

納期限が過ぎても完納にならない場合は、滞納処分の対象となります。払い忘れがあるかたは、12月の完納月間を機会に早めに納付してください。

Q：借り入れの返済が厳しく、税金を払えない。

A：納税は憲法により国民の義務と定められているほか、法令によりほかの支払いより優先されます。特段の事情がある場合は、早めに相談ください。

Q：調査により、勤務先や取引先に滞納があることを知られてしまった。

A：税金を滞納すると、法令により全ての財産に対する調査権限が徴税吏員(税務課職員)に発生します。また、調査先は調査に協力する義務が発生します。調査先に滞納があることを知られてしまう可能性はありますが、個人情報保護法には違反しません。

○滞納処分の流れ

① 督促
納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は「財産を差し押さえなければならない」とされています。

② 催告
自主納付を推進するために文書や訪問により催告を行います。ただし、催告は差し押さえするための必須条件ではありませんので、①に基づき差し押さえを行う場合もあります。

③ 調査・搜索
金融機関や生命保険会社、勤務先、取引先などに対して財産の有無や取引内容の調査を行います。必要に応じて、自宅や会社を対象に換価可能な財産の搜索を行う場合もあります。

④ 差し押さえ
調査・搜索により発見した財産を差し押さえます。財産の対象は、預貯金、給与、保険、動産(軽自動車、電化製品、美術品、骨とう品など)、不動産(普通自動車を含む)、取引上の売掛金などが該当します。

⑤ 換価
差し押さえた財産を取り立てや公売を通じてお金に換え、滞納された税金に充てます。

